

犬山市産業振興基本条例

が制定されました

「犬山市産業振興基本条例」は、産業を振興する上での基本的事項などを明らかにし、犬山市全体で産業の振興に総合的かつ恒常的に取り組むことにより、地域の発展に寄与することを目的としています。

市民生活の向上
魅力あふれる犬山

産業の振興

事業者

事業者自身の
積極的な思考・行動

中小企業者

小規模企業者

大企業者

農業者

商業者

工業者

観光業者

地域に貢献して
地域の活力増加

支援者

地域みんなが
連携・協働

産業関係団体

金融機関

教育機関

市民

行政

活力の
好循環

事業者を支援

条例の理念

わたしたちのまち犬山市は、清流木曾川や東部に広がる丘陵、国宝犬山城やユネスコ無形文化遺産である犬山祭など、豊かな自然と歴史をあわせもつ観光都市として知られています。また、道路や鉄道などの整備により、農業が中心であった市の産業は、商業や工業に中心を移しながら発展し、高度成長期においては、名古屋大都市圏の拡大とともに、多くの新しい市民を迎え入れてきました。

産業の発展に伴い、その担い手である事業者は、事業活動を通じて就業機会を増大させるなど、地域経済を活性化させ、市の成長に大きく寄与してきました。なかでも、小規模企業者を含む中小企業者は、地域に根差した存在として、地域のまちづくりに重要な役割を果たしてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化による労働力不足や国内市場の縮小、経済活動のグローバル化による競争の激化などにより、事業者を取り巻く環境は大きく変化しており、小規模企業者、中小企業者においては、経営者の高齢化、後継者不足が深刻化しています。また、市の産業は、農業では担い手の減少、商業では消費の市外流出、工業では生産技術の継承が困難となるなど、様々な課題に直面しています。加えて、地球温暖化防止のための取組みや情報通信技術の進歩などにより産業構造が大きく転換しており、事業者にはこれまでの経済活動とは異なる視点からの対応が求められています。

これからも、地域が活力を持ち発展していくためには、この変化の中でチャンスをつかむための事業者自身の積極的な思考と行動に加え、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関、市民、市など、地域経済に携わるものが、地域における事業者の重要性を認識し、連携、協働して産業の振興に取り組むことが必要です。

地域が一丸となって産業の振興に取り組むことで、事業者と地域の絆を深め、地域資源の利活用の促進や将来に向けた循環型経済の形成、市民生活の向上、地域の発展につながり、魅力あふれる犬山を、次世代の若者たちに引き継いでいくことができるものと確信します。

ここに、地域経済に携わるものが果たすべき役割をはじめ、産業を振興する上での基本的事項などを明らかにし、犬山市全体で産業の振興に総合的かつ恒常的に取り組むため、この条例を制定します。

産業振興のためにみんなはどのような役割を担うのでしょうか？

犬山市産業振興基本条例では、産業の振興は事業者自らの創意工夫・自助努力を基本として、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関、市民、市など、みんなが連携・協働して推進するものとしています。そのために皆さんが担う役割などを条文では掲げています。

問い合わせ先 犬山市経済環境部産業課
〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
0568-61-1800（代表）0568-44-0340（直通）
<http://www.city.inuyama.aichi.jp/>